

様式（第5条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回文化財保護審議会	
開 催 日 時	令和4年4月13日（水） 開会：午後1時30分 ～ 閉会：午後3時00分	
開 催 場 所	産業文化会館 第2会議室	
出席者（委員） 氏 名	劔持和夫（委員長）・福島伸悦（副委員長）・石島きく江・板垣時夫・ 深沢尚樹・中野万紀子・高野明人	
欠席者（委員） 氏 名	関義則・三澤茂・重田正夫	
事 務 局	文化財保護課長 中島洋一・主査 石渡栄一郎	
会 議 内 容	別紙会議録のとおり	
会 議 資 料	・令和4年度第1回文化財保護審議会次第 ・文化財の調査・指定について（答申案） ・調査報告書兼指定文化財候補調書（真観寺所蔵文化財） ・行田市指定有形文化財「厨子」の現状変更について（答申案） ・行田市指定有形文化財「今津印刷所店蔵・主屋・土蔵」の文化財指定の解除について ・行田市指定有形文化財 今津印刷所店蔵等建物現状調査 ・写真（真観寺所蔵文化財、今津印刷所店蔵・主屋・土蔵、天神社櫓群）	
そ の 他 必 要 事 項	傍聴人2名	
会 議 録 確 定 の	確 定 年 月 日	主 宰 者 氏 名
	令和4年 4 月 25 日	劔持和夫

発 言 者	会 議 の 経 過（議題・発言内容・結論等）
事務局	※市民憲章唱和（新型コロナウイルス対策のため省略） 1. 開 会（中島文化財保護課長） 2. 委員長あいさつ（劔持委員長） ※事務局新任照会（石渡主査） 3. 議事（劔持委員長が議事進行）
議長	はじめに議事の1番、「真観寺の文化財の指定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<調査報告書兼指定文化財候補調書及び写真に基づいて説明を行う>
議長	（調査者である）板垣委員、この件に関し補足はあるか。
板垣委員	従来、このような絵馬については「馬形絵馬」とか「板立馬」という表記で博物館等に展示されている。しかし、板立馬というのは馬の絵を描いた板を台座に立てたものであるところ、真観寺のものは一枚の板に描かれたものなので、板立馬という名称を入れると誤解を招く。板立馬ではないということで重田委員と意見の一致をみたところであり、あくまで寺の絵馬ということで、寺の了解を得て、あえて名称変更させていただいた。
議長	意見や質問はあるか。
石島委員	真観寺のような絵馬は他にもあるのか。
板垣委員	少なくとも県内にはない。全国的にも珍しく、今日の信仰に至る過程がわかる貴重な絵馬である。

中野委員	私も真観寺に行って見てきたが、足が欠けているということには伝説があると聞いた。地域の歴史的背景や、絵馬に込められている意味も一緒に伝えていけたらいいと思う。
板垣委員	それは「抜け馬伝説」で、夜な夜な田畑を荒らしてしまう馬を突き止めたら観音堂から出た絵馬だったということで、脚が切られたというものである。
事務局	今回の調査で、欠けた部分の脚は裏側に張り付けられていることがわかった。
議長	建物の方はどうか。
中野委員	今回建物について、観音堂、仁王門、本堂の3つを調査した。観音堂については、見てはいないが屋根裏に棟札があるということだった。また、一部修繕されており、ビスが見える、杉板の塗装の状態など、修繕方法に疑問があった。 仁王門については、平成13年に修復されており、それまで柱は檜材であったが、桧が使われている。修繕で柱も一回りサイズアップされていた。 本堂については、忍城の客殿の払い下げを受け、南北を逆にして移築したと聞いた。修繕の際に、扉や窓は本来木製とすべきなのにアルミサッシが使用されていたり、外壁に金属のサイディングが張られていたりして残念だった。北側だけ部材が多く使われているところも変わっている。こちらは棟札も確認している。
議長	調査の予定はどうなっているか。
中野委員	ものづくり大学の横山教授からは、今年度から3年にわたり、毎年1棟ずつ調査すると聞いている。
事務局	今年度は寺の要望により、仁王門を調査すると聞いている。
中野委員	平成13年に仁王門を一度修繕工事していると思うが、その時の図面は残っているのか。

事務局	寺にはないと聞いているが、平成年間のことなので残っているのではないかと思う。工事の際、柱を変えたと言った。寺の意向だとは思いますが、文化財として望ましい修繕とは言えない。文化財指定をすることで修繕方法は制約されるが、良い修繕がされていく。良いものから順番に指定されるので、適切な保存が望まれる。
議長	調査報告自体は別件だったが、本堂天井の梵字も一緒に調査したのか。
事務局	建物の一部分であることは事実なのでそうした。なぜ梵字が書かれたのかが不明であるのと、本堂の建立（寛政7年）と梵字が書かれた年（寛政9年）に2年のズレがあり、その理由も不明なので、梵字の指定が本堂の指定に影響するという委員の意見もあり、一体的に評価した。
議長	他に意見等はあるか。意見等がないようであれば、事務局の提案どおり、真観寺の9件18点の文化財のうち絵馬については指定すべき、観音堂、仁王門、本堂、本堂内陣天井梵字については継続審議、それ以外については現時点で指定を見送ることとしてよいか。 「異議なし」との声あり。
議長	異議がないようなので、本案は承認とする。 どういう形で寺に報告するのか。
事務局	4月21日開催予定の定例教育委員会に上程し、承認されれば結果を寺に通知する。
議長	板碑について、散逸しないようにしてほしい。
事務局	答申案にも書いたとおり、寺に保管を要望し、教育委員会としても記録するように努めていく。

議長	次に議事の２番、「市指定文化財「厨子」の現状変更について」事務局から説明をお願いする。
事務局	<国宝である妻沼聖天山 観喜院聖天堂の保存方法を例に、最小限の修理及び彩色によりできる限り現状の堅持に努めることが望ましい旨、答申案により説明を行う>
議長	(厨子の所有者である) 福島委員、何か意見はあるか。
福島委員	ものづくり大学の横山教授と修繕の契約を締結した。業者は九州の福岡だが、近々指導に行き、目途が立った時点で確認に行くという内容になっているので、報告させていただく。
議長	終了はいつ頃か。
福島委員	１２月末を予定している。
議長	他に意見はあるか。 ないようなので、本案は承認とする。 次に議事の３番、「行田市指定有形文化財「今津印刷所店蔵・主屋・土蔵」の文化財指定の解除について」事務局から説明をお願いする。
事務局	<建議案を基に説明を行う>
議長	意見等はあるか。
板垣委員	建物については理解できたが、足袋に関する資料や印刷機の現状はどうなっているか。
事務局	現状は店蔵の中に、伝承だと県内最初の活版印刷機と言われる印刷機が残されている。ただ、１年半ほど前だったと思うが、骨董品店が入り、倉庫にあった古文書類（足袋や商工会議所についての書類）を段ボール１０箱分ほど買い付けていったことである。それはその後売りに出され、市内の骨董品愛好家が気づいて市の郷土博物館に連絡があった。３箱分ほどは買い取

	ったが、かなりの部分が散逸してしまった。今でも大手オークションサイトにその一部と思われるものが出品されている。これ以上散逸が進まないようにしていきたい。
議長	文化財として見た時に、建築物は残すべきと思うがどうか。
中野委員	残せるなら残したい。ここは雨漏りしているのか。
事務局	している。
中野委員	であれば、水が建物中に回ってしまっていると思う。
石島委員	建物がかなり横になっており、指定文化財にしてはあまりにもうらぶれた印象を受ける。
事務局	指定時にすでに傷んでいたが、当時の当主が活用意向を示しており、一時はふるさとづくり事業も検討された。修復への期待感もあったが、現在では修復や取り壊しも費用面で難しいと思われる。指定解除は本意ではないが、人が居住していることもあり、そうなった場合には建築開発課の方で改善指導をしていくことになると思う。
議長	日本遺産の指定とは関連するのか。
事務局	日本遺産の構成資産については、現状変更についての制約はないので、今回指定解除になったからといって即解除とはならない。だが、日本遺産は年1回（1月末頃）変更申請を出す機会があり、市の上層部からも構成資産を解除すべきとの意見があったので、今後検討すべき課題ではある。
議長	この場で指定解除に了承が得られたとして、その後の手続きはどうなるか。
事務局	4月21日開催予定の定例教育委員会に上程し、承認されれば指定解除となるので、通知を今津印刷所へ出す流れとなる。

議長	他に意見等はあるか。
福島委員	文化財に対する行政サイドの考え方が問われている。本来ならこうした建物にもっと予算をかけて大事に保存していくべきだと思う。
事務局	財政が厳しいので難しい面があるが、市では旧忍町信用組合店舗を移築するなど、貴重な建物については残していこうというスタンスである。また、活用できる文化財に対してそのためのお金を出していくことにもやぶさかではない。「ふるさとづくり事業」という形で、建物の改修について補助金の制度を設けており、現在見直しをかけているところである。文化財を守る際に、街の活性化につながるものからお金を出していくという優先順位のつけ方は行政の判断としてやむを得ないと思う。そうした考えなので、全くお金を出さないということではない。
議長	たしかに難しい。ましてや人が居住しているので移築するわけにもいかない。 一つ気になるのは、指定解除になると、他からも指定解除を求める声上がるのではないか。
事務局	これがどう波及するかはわからないが、今回の指定解除についての最大の原因は安全対策にある。敷地内で外部の人がほとんど立ち入らない中で、老朽化というだけで指定解除を認めることは難しい。今回、公共の安全性が担保されない状態になっていることが問題なので、それがない限り簡単には認められないと思う。
議長	他に意見等はあるか。 ないようなので、やむを得ず了承ということとする。 次に議事の４番、「市指定文化財「櫛群」の保護について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<伐採状況や枝落とし実施状況の写真を基に報告を行う>
議長	(樹木医である) 深沢委員、何か意見はあるか。

深沢委員	このようになったのはおそらくナラタケモドキというキノコがかつて生えていたことによるものである。木というのは皮1枚でしか生きておらず、それより中の部分は細胞としては死んでいる。木材を腐らせる腐朽菌というものがあり、死んだ木材を腐らせることで生命エネルギーを得ているが、ナラタケモドキは違い、生きている細胞を殺して生命活動を得るという生き方をしている。伐採後の写真では、時計で言うと9時から11時辺り（白っぽい部分）にわずかに生きている部分が残っているが、他は死んでいる。これがここまで小さくなっていると将来性はないし、空洞部分が大きく危険になっていくので、伐採は妥当だったと言える。
事務局	伐採の結果、樺群は9本となっている。
深沢委員	それとアオサギの巣があった樺の剪定だが、本来は見てわからない程度の剪定が良い。
事務局	写真ではわかりにくいが今回、指導に沿って下の方の枝を1, 2本落としている。
深沢委員	そこに大きい枯れ枝があったので、おそらくそれを切ったのだと思う。
議長	他に菌が移っていくということはないか。
深沢委員	この樺以外にもそれと思しき被害はある。地面を伝って拡大していくが、腐朽菌も無敵ではなく、土壌中の菌に殺される。菌相（きんそう）によって状況は大きく変わってくるが、今のところ新しい活動は見えないので、土壌中の他の菌によって活動が抑えられているか、全滅したことが考えられる。
議長	他に意見等はあるか。なければ、定期的に確認していく必要があるということよろしいか。
中野委員	菌の動きは見れば分かるものなのか。

深沢委員	菌の動きを探るのは難しいが、5月くらいに特徴的なキノコが生えてくるので、そこを確認する必要がある。
議長	以上で4点の議事については終了したが、その他として何かあるか。
事務局	<教育委員会の組織改正及びグループ制の全庁導入について報告>
議長	これにて議長の職を解かせていただく。委員の皆様には慎重審議いただき感謝する。 4. 閉 会（中島文化財保護課長）